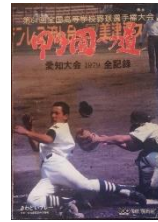


アスモ新聞はアスモのホームページ www.asumo-kaigo.jpからもご覧になれます。上記のアドレスか【在宅介護センター・アスモ】で検索してください。
「人に喜ばれる仕事を！」のアスモは、みなさまとの新たな出会いをお待ちしております。



代表取締役 花堂浩一

愛知大会1979年全記録というパンフレットが出てきました。私が高校時代、硬式野球で参加した最後の大会の記録です。



先日、自宅の本棚を整理していると、朝日新聞創刊100年 甲子園への道と題した第61回全国高等学校野球選手権大会

「高校野球100周年」

全国から、出場校のメンバー全員が試合会場の大阪まで移動してこなければならぬこともその一つでした。現在のように、高校野球に定着した人があつたわけでもなく、ましてや成功するかどうかも分からない大会です。野球をやるために、わざわざ大阪まで行くなんてけしからん親の怒りを買って、参加を断念したチームや球児もいたようです。そんなこともあって、空国大会といえながら、第1回の地区予選に参加したのは現在の18都府県の73校に過ぎず、北海道と北陸に至っては参加校ゼロでした。

本年は、高校野球の全国大会が始まって100周年ということで、甲子園は例年になく盛り上がりを見せていますが、大会が甲子園球場で行われるようになったのは、実は第10回大会からです。



第1回 全国中等学校優勝野球大会は1915年、大正4年に大阪・豊中球場で開催されたのが始まりです。

大正4年といえは、第一次世界大戦が始まった翌年にあたります。当時、ほとんどの人がまだ着物を着ており、庶民が気軽にスポーツを楽しむという時代ではなかったようです。6年前の1909年(明治42年)には神戸でマラソン大会(日本で初めてマラソン)という名称を使ったといわれていますが開催されましたが、1回限りで終わってしまつたようです。

一方、チームスポーツは、有力大学が対抗戦という形で試合を行っていました。野球では、早稲田大学と慶応大学の対抗戦、いわゆる「早慶戦」が1903年(明治36年)に始まりました。これが大変な人気を呼び、あまりに応援が過熱したため一時期中断される騒ぎにもなりました。1914年(大正3年)には明治大学を加えた三大学でリーグ戦が始まり、現在のように東京六大学リーグとなったのは1925年(大正14年)からです。いずれも都心にある大学で、移動の負担などの心配をせずに試合ができたため開催できたと考えられます。

それに比べると、当時の全国規模で行われる大会は、運営側や関係者、そして参加する球児やそのご家族にとって、計り知れないほどのご苦労があつたことと思ひます。

第1回大会に出場した10校中、最も遠くから参加したのは、秋田県の秋田中学(現秋田高)。鉄道で秋田から東京まで約20時間、東京から大阪まで約13時間の計33時間かかったそうです。豊中球場に着くまで、2日を要したことになります。しかし、その長旅の苦勞をものともせず、秋田中は見事準優勝に輝きます。

こうした球児たちの熱意や、関係者の尽力もあり、大会は回を重ねるごとに人気が高まってきました。第3回大会から会場になった兵庫県の鳴尾球場では観客が収まりきらなくなり、主催社が阪神電鉄に働きかけ、5万人収容の甲子園球場が建設され、第10回から試合を行うようになりました。今でも甲子園は、全国高校球児たちの憧れであることには変わりありません。それが日本全国の野球熱を盛り上げ、多くの名選手を育て、ひいてはプロ野球や社会人、大学野球などアマチュア野球の隆盛にもつながっていったのです。



今回、この記事を書くにあたり、どんなことにも始まりがあり、そこには生みの苦しみが必要であるのだ」と再認識させられました。高校野球は100周年ですが、日頃弊社がお世話になっているご利用者様や、私の尊敬する先輩経営者のお母様にも、今年100歳を迎えられた方がいらっしゃると思います。

100年という歴史を刻まれた人生に最大の敬意を払い、多くの先人たちの苦難の上に今があるのだということを、改めて心に留めていきたいものだと思います。



こんにちは。相談員の佐藤です！今回は、「サービス付き高齢者向け住宅」での生活をイラストでご紹介します！
基本的な特徴としては、①食事の提供②夜間帯も管理人が常駐③自宅+αのサービス、です。

中には、デイサービスや介護事業所が併設している介護の手厚いホームもあるので、詳細はお気軽にご連絡下さい！



ケアマネ
居宅介護支援事業所



生活相談
コンシェルジュ
(管理人)



ヘルパー
訪問介護ステーション



リハビリ
通所介護



病院



買い物
スーパー



デイケア
(リハビリ)



デイサービス

【サービス付き高齢者向け住宅】

平成27年1月から、相続税および贈与税のルールが大幅に変わり、課税対象となる方々が増える見込みです。当社にもいくつかのお問合せがあったことで、専門家のご意見をお聞きし共に勉強していきたいと思い、3月号の紙面より「暮らしと相続の相談窓口」を運営されている司法書士門脇法務事務所の門脇紀彦先生に記事連載のお願いをいたしました。

「生命保険の活用法」

相続の対策には「生命保険が最も有効な手段の一つ」と言われることがあります。生命保険は相続の場面で預貯金よりも以下の利点があります。

①すぐに現金化できる

相続で預貯金の口座が凍結されて基本的には相続人全員の印鑑がないと払い戻しができなくなってしまいます(実は裁判例では法定相続分の預金額を金融機関へ払い戻し請求することは可能ですが、窓口では通常「相続人全員の実印と印鑑証明が必要です」と案内されてしまいます)。その点生命保険は、相続の事実さえ分かればすぐに現金が振り込まれることになります。

②定期預金より金利が高いもの→生前に解約することも可能

近年銀行の定期預金金利はとて低く、預けていても金利はあまりつきません。ところが、生命保険商品の中には定期預金よりもプラスになるものもあります。生命保険は通常生前に解約すると掛け金よりも戻りが少なく損をしてしまうので、定期預金と違って解約をためらってしまいます。しかしこの商品だと、必要な時に解約しても掛け金よりも増えてお金に戻ってくるので、安心して加入することができます。

③加入の時から満額の保障が得られる

急な相続が起こった場合などは特に有利です。例えば納税資金に300万円必要だとします。預金だと当然貯めた分だけしか準備できません。準備期間が短いと納税資金に満たないこともあります。生命保険の場合は保障を300万にしておけば加入時から万が一のことが起こっても必要な金額を準備することができます。

これ以外にも、生命保険金は遺留分減殺請求の対象財産ではないことや、受取人をいつでも変更でき配分も自由に換えられることなど、とても便利です。また、相続税対策でも有利です。相続人1人に対して500万円の控除が認められます。意外にこの控除額を利用していない人が多いです。平成27年からの相続税制改正で基礎控除額が減ってしまっているの、この生命保険金の控除はぜひ使いたいですね。

ただ、生命保険は「契約者」「被保険者」「受取人」の設定の仕方でも税金が大きく変わってきますので、現在契約している方もよく確認する必要があります。

せっかく保険料を払っているのに、いざという時に使えなければもったいないですからね。

当事務所では生命保険の募集人資格を持った者が常駐しておりますので、ぜひご相談ください。



東京都世田谷区祖師谷3丁目4番7号伊地智ビル1階
「暮らしと相続の相談窓口」
 司法書士門脇法務事務所
 東京司法書士会世田谷支部 支部長 門脇紀彦
 電話03-5429-1096



実際の現場における悩みを先生に質問されるなど、ヘルパーの皆様にも積極的にご参加いただき、にぎやかで有意義な会となりました。皆様も初心に戻り、勉強になったことと思います。

参加してくださった17名のヘルパーの皆様、お疲れさまでした。

(たんぽぽ介護所長 村岡志づ江)

平成27年7月28日(火) 18時から商工会館にて、勉強会を開催いたしました。

今回は、最初に野方警察署より、平成27年6月1日に法律が変わり、自転車の講習制度が始まったということで、「自転車の『危険行為』とは」や「自転車の正しい乗り方」などを講義していただきました。

続いて、株式会社リカバリーのスーパーバイザーである譲谷(ゆずりや)正二先生から、「『目からウロコ』の介護とりハビリ」をテーマにお話しいただきました。

基本の正しいベッドの位置や寝返りの重要性に始まり、介護者が楽になる起こし方、車いすやポータブルトイレへの移乗の方法、さらには杖と歩行器の使い分けなど、いろいろと勉強しました。演劇形式の講義は笑いもあり楽しく学ぶことができました。



アスモ勉強会のぞく報告